

のを除く。) の対価の額の合計額として、この附則及び消費税法の規定を適用することができる。

- 1 当該適用対象期間中に国内において行つた課税仕入れに係る支払対価の額、特定課税仕入れに係る支払対価の額に百分の百十(二十四年消費税法改正法附則第十六条第一項において読み替えて準用する二
十四年消費税法改正法附則第五条第二項、第八条第一項又は第十四条第一項の規定の適用を受ける特定課税仕入れである場合には、百分の百八) を乗じて計算した金額及び当該適用対象期間中に保税地域から引き取つた課税貨物に係る税込引取価額のうち、卸売業及び小売業にのみ要するものの金額の合計額
- 2 前号に掲げる金額のうち、二十九年轻減対象資産の譲渡等にのみ要するものの金額
- 3 第一項又は前項の規定の適用を受けようとする事業者(主として二十九年轻減対象資産の譲渡等を行う事業者に限る。)が、第一項の軽減売上割合又は前項の小売等軽減仕入割合の計算につき困難な事情があるときは、百分の五十を当該軽減売上割合又は当該小売等軽減仕入割合とみなして、これらの規定を適用することができる。
- 4 附則第三十八条第五項及び第六項の規定は、第一項又は第二項の規定の適用を受ける場合(前項の規定の適用を受ける場合を含む。)について準用する。

5 第一項に規定する軽減売上割合の計算方法その他前各項の規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

（課税仕入れ等を適用税率別に区分することが困難な小売業等を営む中小事業者以外の事業者に対する経過措置）

第四十二条 二十九年軽減対象資産の譲渡等を行う事業者が、適用対象期間中に国内において行つた卸売業及び小売業に係る課税仕入れに係る支払対価の額又は当該適用対象期間中に保税地域から引き取つた課税貨物に係る税込引取価額を税率の異なるごとに区分して合計することにつき困難な事情があるときは、消費税法第三十条第一項の規定にかかわらず、当該課税仕入れに係る支払対価の額及び当該課税貨物に係る税込引取価額の合計額に小売等軽減売上割合（第一号に掲げる金額のうちに第二号に掲げる金額の占める割合をいう。）を乗じて計算した金額（以下この項において「軽減対象税込課税仕入れ等の金額」という。）に百八分の六・一四を乗じて計算した金額と、当該合計額から軽減対象税込課税仕入れ等の金額を控除した残額に百十分の七・八を乗じて計算した金額との合計額を、当該適用対象期間における卸売業及び小売業に係る課税仕入れ等の税額の合計額とすることができる。ただし、前条第二項の規定の適用を受

ける場合は、この限りでない。

- 一 当該適用対象期間中に国内において行つた卸売業及び小売業に係る課税資産の譲渡等の税込価額の合計額

- 二 当該適用対象期間中に国内において行つた卸売業及び小売業に係る二十九年轻減対象資産の譲渡等の税込価額の合計額

- 2 附則第三十九条第二項の規定は、前項の規定の適用を受ける場合について準用する。

- 3 第一項の規定の適用を受ける課税仕入れ等の税額の控除に係る消費税法第三十条第八項及び第九項の規定の適用については、附則第三十四条第二項前段の規定は、適用しない。

- 4 第一項に規定する小売等軽減税率の計算方法その他前三項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

(課税仕入れ等を適用税率別に区分することが困難な中小事業者以外の事業者に対する経過措置)

- 第四十三条 適用対象期間中に国内において行つた課税仕入れに係る支払対価の額又は当該適用対象期間中に保税地域から引き取つた課税貨物に係る税込引取価額を税率の異なるごとに区分して合計することにつ

き困難な事情のある事業者は、附則第四十一条第二項又は前条第一項の規定の適用を受ける場合を除き、当該適用対象期間における消費税法第三十二条第一項第一号に規定する仕入れに係る消費税額の計算については、二十八年新消費税法第三十七条（第五項から第八項までを除く。）の規定を準用することができ
る。この場合において、同条第一項各号列記以外の部分中「その基準期間における課税売上高（同項に規定する基準期間における課税売上高をいう。以下この項及び次条第一項において同じ。）が五千万円以下である課税期間（第十二条第一項に規定する分割等に係る同項の新設分割親法人又は新設分割子法人の政令で定める課税期間（以下この項及び次条第一項において「分割等に係る課税期間」という。）を除く。）についてこの項」とあるのは「所得税法等の一部を改正する法律（平成二十八年法律第 号。

第三項において「二十八年改正法」という。）附則第四十三条第一項に規定する適用対象期間について同項」と、「提出した場合」とあるのは「当該適用対象期間の末日までに提出した場合」と、「届出書を提出した日の属する課税期間の翌課税期間（当該届出書を提出した日の属する課税期間が事業を開始した日の属する課税期間その他の政令で定める課税期間である場合には、当該課税期間）以後の課税期間（その基準期間における課税売上高が五千万円を超える課税期間及び分割等に係る課税期間を除く。）に」とあ

り、及び「課税期間に」とあるのは「適用対象期間に」と、同項各号中「課税期間」とあるのは「適用対象期間」と、同条第三項第一号中「者である場合」とあるのは「場合（二十八年改正法附則第四十三条第一項の規定の適用を受けようとする同項の適用対象期間中に第九条第七項に規定する調整対象固定資産の仕入れ等を行つたことにより、同項の規定の適用を受ける場合を除く。）」と、「初日の前日」とあるのは「末日」と、同項第二号中「規定する場合」とあるのは「規定する場合（二十八年改正法附則第四十三条第一項の規定の適用を受けようとする同項の適用対象期間中に第十二条の二第二項に規定する調整対象固定資産の仕入れ等を行つた場合を除く。）」と、「初日の前日」とあるのは「末日」と、同項第三号中「規定する場合」とあるのは「規定する場合（二十八年改正法附則第四十三条规定する同項の適用対象期間中に第十二条の四第一項に規定する高額特定資産の仕入れ等を行つた場合を除く。）」と、「初日の前日」とあるのは「末日」と読み替えるものとする。

2 前項において読み替えて準用する二十八年新消費税法第三十七条第二項各号に掲げる場合に該当する事業者が、適用対象期間中に国内において行つた課税仕入れに係る支払対価の額を税率の異なるごとに区分して合計することにつき著しく困難な事情があるときは、同項本文の規定は、適用しない。

3 第一項の規定の適用を受ける適用対象期間中に行つた調整対象固定資産の仕入れ等（二十八年新消費税法第九条第七項に規定する調整対象固定資産の仕入れ等をいう。以下この項において同じ。）は同条第七項又は消費税法第十二条の二第二項（同法第十二条の三第三項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受ける調整対象固定資産の仕入れ等に、当該適用対象期間中に行つた高額特定資産の仕入れ等（二十八年新消費税法第十二条の四第一項に規定する高額特定資産の仕入れ等をいう。以下この項において同じ。）は二十八年新消費税法第十二条の四第一項の規定の適用を受ける高額特定資産の仕入れ等に、それぞれ該当しないものとする。

4 第一項の規定により読み替えて準用する二十八年新消費税法第三十七条第一項の規定の適用を受けようとする事業者は、二十九年適用日前においても、適用対象期間に係る同項の届出書を提出することができる。

5 前各項に定めるもののほか、この条の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

（適格請求書発行事業者の登録等に関する経過措置）

第四十四条 三十三年施行日から平成三十三年九月三十日までの間のいずれかの日（第三項及び第四項にお

いて「登録開始日」という。）に三十三年改正規定による改正後の消費税法（以下附則第五十三条までにおいて「新消費税法」という。）第五十七条の二第一項の登録を受けようとする事業者は、三十三年施行日前においても、同条第二項の規定の例により、同項の申請書を提出することができる。ただし、三十三年施行日に同条第一項の登録を受けようとする事業者は、三十三年施行日の六月前の日（消費税法第九条の二第一項の規定により同法第九条第一項本文の規定の適用を受けないこととなる事業者にあつては、三十三年施行日の三月前の日）までに、当該申請書をその納税地を所轄する税務署長に提出しなければならない。

2 前項の規定により新消費税法第五十七条の二第二項の申請書を提出した事業者（次項の規定により同条第三項の規定による登録に係る同条第七項の通知を受けた事業者に限る。）は、当該申請書に記載した事項に変更があつたときは、三十三年施行日前においても、同条第八項の規定の例により、同項の届出書を提出しなければならない。

3 税務署長は、第一項の規定により新消費税法第五十七条の二第二項の申請書の提出を受けた場合又は前項の規定により同条第八項の届出書の提出を受けた場合には、三十三年施行日前においても、同条第三項

から第七項まで及び第九項の規定の例により、同条第三項の規定による登録、同条第四項の規定による公表、同条第五項の規定による登録の拒否、同条第六項の規定による登録の取消し、同条第七項の規定による通知及び同条第九項の規定による登録の変更（以下この項において「登録等」という。）をすることができる。この場合において、これらの規定の例によりされた登録等は、三十三年施行日（登録開始日が三十三年施行日の翌日以後である場合には、当該登録開始日）においてこれらの規定により行われたものとみなす。

4 第一項の規定により新消費税法第五十七条の二第二項の申請書を提出した事業者（当該申請書に係る登録開始日が三十三年施行日の属する課税期間中である事業者に限る。）の当該課税期間（その基準期間における課税売上高が千万円を超える課税期間、消費税法第九条第四項の規定による届出書の提出により、又は同法第九条の二第一項、第十条第二項、第十一条第二項から第四項まで、第十二条第一項から第四項まで若しくは第六項、第十二条の二第一項若しくは第二項、第十二条の三第一項若しくは第三項若しくは第十二条の四第一項の規定により消費税を納める義務が免除されこととなる課税期間及び同法第十条第一項、第十一条第一項又は第十二条第五項の規定により消費税を納める義務が免除されこととなる

課税期間（同法第十条第一項の相続、同法第十二条第一項の合併又は同法第十二条第五項の吸収分割があつた日の前日までに当該申請書の提出があつた課税期間を除く。）を除く。）における課税資産の譲渡等及び特定課税仕入れについては、消費税法第九条第一項本文の規定は、適用しない。

5 前各項に定めるもののほか、この条の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

（三十三年施行日前に登録国外事業者であつた者に関する経過措置）

第四十五条 前条の規定にかかわらず、平成三十三年三月一日において登録国外事業者（所得税法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第九号。以下この条において「二十七年改正法」という。）附則第三十八条第一項ただし書に規定する登録国外事業者をいう。次項及び第四項において同じ。）である者であつて、二十七年改正法附則第三十九条第十一項の規定による届出書を提出していない者は、三十三年施行日において新消費税法第五十七条の二第一項の登録を受けたものとみなして、この附則及び新消費税法の規定を適用する。この場合において、その納税地を所轄する税務署長は、適格請求書発行事業者登録簿（同条第四項に規定する適格請求書発行事業者登録簿をいう。次項において同じ。）に氏名又は名称、同条第四項の登録番号（第三項において「新登録番号」という。）その他の政令で定める事項を登載するも

のとする。

2 税務署長は、前項の規定の適用を受ける登録国外事業者に対し、書面によりその旨を通知する。この場合において、税務署長は、政令で定めるところにより、適格請求書発行事業者登録簿に登載された事項を速やかに公表しなければならない。

3 第一項の規定により適格請求書発行事業者（新消費税法第二条第一項第七号の一に規定する適格請求書発行事業者をいう。）となつた事業者が、新消費税法第五十七条の四第一項から第三項までの規定により交付する同条第一項の適格請求書、同条第二項の適格簡易請求書若しくは同条第三項の適格返還請求書に新登録番号を記載することにつき困難な事情があるとき、又は同条第五項の規定により提供する同項の電磁的記録に新登録番号を記録することにつき困難な事情があるときは、三十三年施行日から平成三十三年九月三十日までの間に交付するこれらの書類に記載する新登録番号又は提供する当該電磁的記録に記録する新登録番号に代えて、第十八条の規定（同条中二十七年改正法附則第三十五条の改正規定、二十七年改正法附則第三十六条第一項の改正規定及び二十七年改正法附則第三十八条から第四十条までの改正規定に限る。）による改正前の二十七年改正法附則第三十九条第四項の登録番号を記載し、又は記録することが

できる。

4 第一項の規定の適用を受ける登録国外事業者が、三十三年施行日の前日までに二十七年改正法附則第三十九条第十一項の規定による届出書をその納税地を所轄する税務署長を経由して国税庁長官へ提出したときは、三十三年施行日に新消費税法第五十七条の一第十項第一号の規定による届出書を当該税務署長に提出したものとみなす。

(三十三年改正規定の施行に伴う消費税法の一部改正に伴う経過措置の原則)

第四十六条 この附則に別段の定めがあるものを除き、新消費税法の規定は、三十三年施行日以後に国内において事業者が行う資産の譲渡等及び三十三年施行日以後に国内において事業者が行う課税仕入れ並びに三十三年施行日以後に保税地域から引き取られる課税貨物に係る消費税について適用し、三十三年施行日前に国内において事業者が行つた資産の譲渡等及び三十三年施行日前に国内において事業者が行つた課税仕入れ並びに三十三年施行日前に保税地域から引き取つた課税貨物に係る消費税については、なお従前の例による。

2 新消費税法第九条第一項の規定は、三十三年施行日以後に開始する課税期間について適用し、三十三年

施行日前に開始した課税期間については、なお従前の例による。

(小規模事業者に係る課税仕入れの時期の特例を受ける場合における消費税額の控除に関する経過措置)

第四十七条 消費税法第十八条第一項の個人事業者が、三十三年施行日前に行つた課税仕入れにつき、当該課税仕入れに係る費用の額を支出した日が三十三年施行日以後であるときは、当該課税仕入れに係る新消費税法第三十条及び第三十二条の規定による仕入れに係る消費税額の控除については、なお従前の例による。

(仕入れに係る対価の返還等を受けた場合の仕入れに係る消費税額の控除の特例に関する経過措置)

第四十八条 事業者が、三十三年施行日前に国内において行つた課税仕入れにつき、三十三年施行日以後に新消費税法第三十二条第一項に規定する仕入れに係る対価の返還等を受けた場合には、当該仕入れに係る対価の返還等に係る同条の規定による仕入れに係る消費税額の控除の計算については、なお従前の例による。

(課税資産の譲渡等についての中間申告等に関する経過措置)

第四十九条 新消費税法第四十三条の規定は、三十三年施行日以後に終了する同条第一項に規定する中間申

告対象期間から適用する。

2 新消費税法第四十五条の規定は、三十三年施行日以後に終了する課税期間から適用する。

(適格請求書等の交付に関する経過措置)

第五十条 この附則に別段の定めがあるものを除き、新消費税法第五十七条の四第一項の規定は、三十三年

施行日以後に国内において事業者が行う課税資産の譲渡等について適用する。

2 事業者が、三十三年施行日前に行つた消費税法第十六条第一項に規定する長期割賦販売等につき同項の規定の適用を受けた場合において、当該長期割賦販売等に係る賦払金の額で三十三年施行日以後にその支払の期日が到来するものがあるときは、当該賦払金に係る部分の課税資産の譲渡等については、新消費税法第五十七条の四第一項の規定は、適用しない。

3 消費税法第十八条第一項の個人事業者が、三十三年施行日前に行つた課税資産の譲渡等につき、当該課税資産の譲渡等の対価の額を収入した日が三十三年施行日以後であるときは、当該課税資産の譲渡等については、新消費税法第五十七条の四第一項の規定は、適用しない。

4 消費税法第六十条第二項の規定の適用を受ける国又は地方公共団体が、三十三年施行日前に行つた課税

資産の譲渡等につき、当該課税資産の譲渡等の対価を収納すべき会計年度の末日が三十三年施行日以後であるときは、当該課税資産の譲渡等については、新消費税法第五十七条の四第一項の規定は、適用しない。

5 この附則に別段の定めがあるものを除き、新消費税法第五十七条の四第三項の規定は、同条第一項の規定の適用を受けた課税資産の譲渡等につき行つた新消費税法第三十八条第一項に規定する売上げに係る対価の返還等について適用する。

6 前各項に定めるもののほか、資産の譲渡等の時期の特例の適用を受ける課税資産の譲渡等に係る新消費税法第五十七条の四の規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

(国、地方公共団体等に係る課税仕入れの時期の特例を受ける場合における消費税額の控除に關する経過措置)

第五十一条 消費税法第六十条第二項の規定の適用を受ける国又は地方公共団体が、三十三年施行日前に行つた課税仕入れにつき、当該課税仕入れの費用の支払をすべき会計年度の末日が三十三年施行日以後であるときは、当該課税仕入れに係る新消費税法第三十条及び第三十二条の規定による仕入れに係る消費税

額の控除については、なお従前の例による。

2 消費税法第六十条第三項の規定の適用を受ける同項に規定する法人が三十三年施行日前に行つた課税仕入れに関する経過措置については、前項の規定に準じて、政令で定める。

(適格請求書発行事業者以外の者から行つた課税仕入れに係る税額控除に関する経過措置)

第五十二条 事業者（新消費税法第九条第一項本文の規定により消費税を納める義務が免除される事業者を除く。以下この条及び次条において同じ。）が、三十三年施行日から三十三年施行日以後三年を経過する日（同条第一項において「適用期限」という。）までの間に国内において行つた課税仕入れ（新消費税法第三十条第一項の規定の適用を受けるものを除く。次条第一項において同じ。）のうち、三十三年改正規定による改正前の消費税法（以下この条及び次条において「旧消費税法」という。）第三十条の規定がなお効力を有するものとしたならば同条第一項の規定の適用を受けるものについては、同条第九項に規定する請求書等を新消費税法第三十条第九項に規定する請求書等とみなし、かつ、当該課税仕入れに係る支払対価の額（同条第八項第一号ニに規定する課税仕入れに係る支払対価の額をいう。次条第一項において同じ。）に百分の七・八（当該課税仕入れが他の者から受けた軽減対象課税資産の譲渡等（新消費税法第

二条第一項第九号の二に規定する軽減対象課税資産の譲渡等をいい、消費税法第七条第一項、第五条の規定による改正後の同法第八条第一項その他の法律又は条約の規定により消費税が免除されるものを除く。第三項及び次条第一項において同じ。）に係るものである場合には、百八分の六・一四）を乗じて算出した金額に百分の八十を乗じて算出した金額を新消費税法第三十条第一項に規定する課税仕入れに係る消費税額とみなして、同条の規定を適用する。この場合において、同条第八項第一号ハ中「である旨」とあるのは、「である旨」及び所得税法等の一部を改正する法律（平成二十八年法律第 号）附則第五十二条第一項の規定の適用を受ける課税仕入れである旨」とする。

2 前項の規定により新消費税法第三十条第九項に規定する請求書等とみなされる書類に係る旧消費税法第三十条第九項の規定の適用については、同項第一号ハ中「内容」とあるのは「内容（当該課税資産の譲渡等が軽減対象課税資産の譲渡等である場合には、資産の内容及び軽減対象課税資産の譲渡等である旨）」と、同号ニ中「課税資産の譲渡等の」とあるのは「税率の異なるごとに区分して合計した課税資産の譲渡等の」と、同項第二号ニ中「内容」とあるのは「内容（当該課税仕入れが他の者から受けた軽減対象課税資産の譲渡等に係るものである場合には、資産の内容及び軽減対象課税資産の譲渡等に係るものである

「旨」と、同号ホ中「第一項」とあるのは「税率の異なる」とに区分して合計した第一項」とする。

3 第一項の規定により新消費税法第三十条第九項に規定する請求書等とみなされる書類に係る前項の規定により読み替えて適用する旧消費税法第三十条第九項の規定の適用については、当該書類の交付を受けた事業者が、当該書類に係る課税資産の譲渡等の事実に基づき同項第一号ハに掲げる記載事項（当該記載事項のうち、課税資産の譲渡等が軽減対象課税資産の譲渡等である旨に限る。）又は同号ニに掲げる記載事項に係る追記をした書類を含むものとする。

4 事業者が、第一項の規定の適用を受ける課税仕入れを行つた場合における新消費税法第二十二条及び第三十六条の規定の適用については、新消費税法第三十二条第一項第一号中「金額及び」とあるのは「金額（当該仕入れに係る対価の返還等が所得税法等の一部を改正する法律（平成二十八年法律第 号）附則第五十二条第一項の規定の適用を受ける課税仕入れに係るものである場合には、当該金額に百分の八十を乗じて算出した金額）及び」と、新消費税法第三十六条第一項中「算出した金額」とあるのは「算出した金額（当該課税仕入れに係る棚卸資産が所得税法等の一部を改正する法律（平成二十八年法律第 号）附則第五十二条第一項の規定の適用を受けるものである場合には、当該金額に百分の八十を乗じて算

出した金額)」とする。

第五十三条 事業者が、適用期限の翌日から同日以後三年を経過する日までの間に国内において行つた課税仕入れのうち、旧消費税法第三十条の規定がなお効力を有するものとしたならば同条第一項の規定の適用を受けるものについては、同条第九項に規定する請求書等を新消費税法第三十条第九項に規定する請求書等とみなし、かつ、当該課税仕入れに係る支払対価の額に百十分の七・八（当該課税仕入れが他の者から受けた軽減対象課税資産の譲渡等に係るものである場合には、百八分の六・二四）を乗じて算出した金額に百分の五十を乗じて算出した金額を同条第一項に規定する課税仕入れに係る消費税額とみなして、同条の規定を適用する。この場合において、同条第八項第一号ハ中「である旨」とあるのは、「である旨」及び所得税法等の一部を改正する法律（平成二十八年法律第 号）附則第五十三条第一項の規定の適用を受ける課税仕入れである旨」とする。

2 前項の規定により新消費税法第三十条第九項に規定する請求書等とみなされる書類に係る旧消費税法第三十条第九項の規定の適用については、同項第一号ハ中「内容」とあるのは「内容（当該課税資産の譲渡等が軽減対象課税資産の譲渡等である場合には、資産の内容及び軽減対象課税資産の譲渡等である旨）」

と、同号二中「課税資産の譲渡等の」とあるのは「税率の異なる」とに区分して合計した課税資産の譲渡等の」と、同項第二号二中「内容」とあるのは「内容（当該課税仕入れが他の者から受けた軽減対象課税資産の譲渡等に係るものである場合には、資産の内容及び軽減対象課税資産の譲渡等に係るものである旨）」と、同号亦中「第一項」とあるのは「税率の異なる」とに区分して合計した第一項」とする。

3 第一項の規定により新消費税法第三十条第九項に規定する請求書等とみなされる書類に係る前項の規定により読み替えて適用する旧消費税法第三十条第九項の規定の適用については、前条第三項の規定を準用する。

4 事業者が、第一項の規定の適用を受ける課税仕入れを行つた場合における新消費税法第三十二条及び第三十六条の規定の適用については、新消費税法第三十二条第一項第一号中「金額及び」とあるのは「金額（当該仕入れに係る対価の返還等が所得税法等の一部を改正する法律（平成二十八年法律第 号）附則第五十三条第一項の規定の適用を受ける課税仕入れに係るものである場合には、当該金額に百分の五十を乗じて算出した金額）及び」と、新消費税法第三十六条第一項中「算出した金額」とあるのは「算出した金額（当該課税仕入れに係る棚卸資産が所得税法等の一部を改正する法律（平成二十八年法律第

号) 附則第五十三条第一項の規定の適用を受けるものである場合には、当該金額に百分の五十を乗じて算出した金額)」とする。

(国税通則法の一部改正に伴う経過措置)

第五十四条 第六条の規定による改正後の国税通則法（以下この条において「新国税通則法」という。）第九条の二の規定は、平成二十九年一月一日以後に行われる同条に規定する合併等について適用する。

2 新国税通則法第六十一条第二項の規定は、平成二十九年一月一日以後に新国税通則法第六十条第二項に規定する法定納期限が到来する国税について適用する。

3 新国税通則法第六十五条、第六十六条及び第六十八条の規定は、平成二十九年一月一日以後に国税通則法第二条第七号に規定する法定申告期限（新国税通則法第六十八条第四項（同条第三項の重加算税に係る部分に限る。）の重加算税については国税通則法第二条第八号に規定する法定納期限とし、国税に関する法律の規定により当該法定申告期限又は法定納期限とみなされる期限を含む。以下この項において「法定申告期限等」という。）が到来する国税について適用し、同日前に法定申告期限等が到来した国税については、なお従前の例による。この場合において、同日前に法定申告期限等が到来した国税に係る第六条の